

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 八尾市水道局の売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 一般競争入札の参加資格等

(入札の参加資格)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の4に定めるもののほか、請負または買入れの一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者でなければならない。ただし、八尾市水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、別に入札参加者の資格を定めることがある。

- (1) 引き続いて2年以上その営業を行なっていること。
- (2) 法人税又は所得税を滞納していないこと。
- (3) 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(工事の入札参加資格の特例)

第3条 土木工事、建築工事及び設備工事の一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、前条に定めるもののほか、工事の種類及び予定価格に応じ、次の各号に掲げる事項を総合して審査し等級別格付けをして定めるものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく建設業者の経営事項審査の結果又は本市においてこれに準じて行なつた審査の結果
- (2) 審査をする年の1月1日を基準日とする直前2年間の本市における契約実績その他管理者が必要と認める事項

(資格審査申請等)

第4条 請負又は買入れの一般競争入札参加しようとする者は、3年毎の定期又は管理者が特に指定する時期に、入札参加申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出し、資格審査の申請をしなければならない。

- (1) 代表者の本籍地の市区町村長の発行する準禁治産の宣告及び破産の宣告を受けていない旨の証明書(日本国籍を有しない者は、自己の誓約書)並びに後見開始及び保佐開始の審判を受けていない旨の証明書
- (2) 営業経歴書
- (3) 直前2年間の法人税又は所得税並びに本市に納付した市民税及び固定資産税(本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税)に係る納税証明書
- (4) 法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつては住民票の写し
- (5) 直前2年間の決算報告書
- (6) 営業許可を要するものにあつては、営業許可書の写し
- (7) 印鑑証明書
- (8) 工事請負にあつては、建設業法第3条に基づく建設業の許可に関する証明書及び同法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の申出をした者については、経営事項審査結果通知書の写し
- (9) 前各号のほか、管理者が指定する書類

(資格審査及び名簿の作成)

第5条 管理者は、前条の申請に基づく審査の結果、第2条及び第3条の資格を有すると認めた者(以下「有資格者」という。)の名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成する。

2 前項の有資格者名簿の有効期間は、管理者が別に定める日から3年とする。ただし、管理者が特に指定する時期に作成された有資格者名簿は、その作成された時期から定期的に作成された有資格者名簿の有効期間の末日までとする。

(営業の承継)

第6条 営業を承継した場合において、次の各号の1に該当する者は、前営業者の営業を行なった期間又は法人税若しくは所得税、市町村民税及び固定資産税の納付については、承継者が営業を行ない又は納税したものとみなす。

- (1) 死亡したときは、相続人
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これに営業を譲渡してその会社の代表取締役又は代表社員に就任し、現にその任にあるときは、設立後の会社
- (3) 合併により解散した会社の代表取締役又は代表社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の代表取締役又は代表社員に就任し、現にその任にあるときは、設立後の会社又は合併後存続する会社
- (4) 会社が組織を変更し、他の種類の会社になったときは、変更後の会社
- (5) 会社が解散し、会社の代表取締役又は代表社員がその営業を譲り受け個人営業者となったときは、個人営業者
- (6) その他管理者が適当と認める者

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第7条 管理者は、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札の日前5日までに市広報紙、新聞、掲示その他の方法により、次の各号に掲げる事項について公告をしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合においては、入札の日前3日までにすることができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - (2) 入札の場所及び日時
  - (3) 入札に付する事項
  - (4) 契約事項を示す場所
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) 入札の無効に関する事項
  - (7) その他入札について必要と認める事項
- 2 前項の場合において、建設業法の適用を受ける工事のうち予定価格が5,000,000円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間を置いてしなければならない。

(資格の確認)

第8条 管理者は、一般競争入札を行なおうとするときは、入札に参加の申し出をした者について、入札参加に必要な資格を確認しなければならない。

2 管理者は、前項の確認の結果を入札に参加の申し出をした者に通知しなければならない。

(入札保証金の額)

第9条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。)第21条の15の入札保証金は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額(長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。以下同じ。))にあつては、1年当たりの額に換算した額)の100分の3以上の金額とする。

(入札保証金の納付等)

第10条 前条に規定する入札保証金は、第12条各号に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

2 管理者は、納入通知書により一般競争入札に参加しようとする者をして、企業出納員に入札保証金を納めさせるものとする。

3 企業出納員は、前項の規定により入札保証金を納付した者に預り書を交付しなければならない。  
(入札保証金の免除)

第11条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。

(2) 有資格者で過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(担保にあてることができる有価証券)

第12条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その担保価格は当該各号に定めるところによる。

(1) 国債証券 券面額

(2) 地方債証券 券面額の10分の9

(3) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 券面額

(4) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関に対する定期預金債券 時価の10分の9

(5) 管理者が確実と認める社債 時価の10分の9

(入札の手續)

第13条 管理者は、一般競争入札を行なおうとするときは、一般競争入札に参加しようとする者をして、第10条第3項の規定により交付を受けた預り書を提示させ、納付の確認をしなければならない。

2 管理者は、入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出させて確認をしなければならない。

(予定価格及び最低制限価格)

第14条 管理者は、一般競争入札の開札を行なうときは、予定価格を記載した書面を封書にし、開札場所に置かなければならない。

2 自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、前項の書面にあわせて、これを記載しなければならない。

(入札の執行取消又は延期)

第15条 入札の執行は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札を行なうことができない事情があると認められるときは、これを取り消し又は延期することができる。

(入札の無効)

第16条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札又は第13条第2項の規定による確認を受けない代理人がした入札

(2) 指定の日時まで提出又は到着しなかった入札

(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

(4) 入札者の記名押印がない入札(電子入札(管理者の使用に係る電子計算機と入札者の使用

に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。)による場合は、管理者が別に定める電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第13条第1項第1号に定めるものをいう。)が併せて送信されていない入札)

- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行なった者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(売払いの入札参加資格等)

第17条 売払いの一般競争入札参加希望者に必要な資格および資格申請方法は、契約の目的物に応じて管理者が定めあらかじめ公告する。

### 第3節 落札

(落札者の決定通知)

第18条 管理者は、一般競争入札の落札者が決定したときは、ただちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

(落札者の義務)

第19条 落札者は、管理者が契約締結の時期を別に指定した場合のほかは落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

(入札保証金の還付)

第20条 管理者は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちにおいて、入札保証金を還付しなければならない。この場合においては、第10条第3項の預り書を提出させ、これに当該入札保証金を還付すべき旨を記載して返還し、これに基づき企業出納員から入札保証金の還付を受けさせるものとする。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格等)

第21条 指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、入札参加申請、資格の審査および名簿の作成については、第2条から第6条までの規定を準用する。

(入札参加者の審査及び名簿の作成の特例)

第22条 前条の場合において、その資格が一般競争入札の場合と同一である等のため、前条において準用する第5条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行なわず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

(入札者の指名)

第23条 管理者は、自治令第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名するときは、なるべく5人以上を指名しなければならない。

2 管理者は、前項の指名をしたときは、当該指名を受けた者に対し、第7条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第24条 第9条から第20条までの規定は、指名競争入札を行なおうとする場合に準用する。

### 第4章 随意契約

(予定価格の決定及び作成)

第25条 公企令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

2 管理者は、随意契約を行おうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 管理者は、公企令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を行おうとするときは、当該契約の日前5日までに、次に掲げる事項について公表しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合においては、契約の日前3日までにすることができる。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) その他契約について必要な事項

4 管理者は、公企令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方の氏名又は名称及びその選定の理由を、当該契約の締結後速やかに公表しなければならない。

(見積書の徴収)

第26条 管理者は、随意契約を行なおうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令により一定しているもの又は見積書を徴することが不適当なものにあつては、見積書を省略することができる。

## 第5章 せり売り

(予定価格の決定および作成)

第27条 管理者は、せり売りをしようとするときは、予定価格を定めなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(せり売りの場合の準用規定)

第28条 第7条第1項、第8条から第13条まで、第16条（第1号、第3号、第6号、第9号及び第10号に限る。）、第18条及び第20条の規定は、自治令第167条の3の規定により、せり売りを行なおうとする場合に準用する。

## 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第29条 管理者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の作成の省略)

第30条 管理者は、前条の規定にかかわらず次の各号の1に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産に係る契約をするときを除く。

- (1) 契約金額が1,300,000円以下の契約を締結する。
- (2) せり売りによる契約をするとき。
- (3) 物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 前3号に定める場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の適正な履行を確保するため、落札者又は契約の相手方が記名押印した見積書、請書その他の書類を提出させなければならない。

(契約保証金の額)

第31条 公企令第21条の15に規定する契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（長期継続契約にあつては、1年あたりの額に換算した額。次号において同じ）の100分の10以上
- (2) 指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合 契約金額の100分の5以上
- (3) 単価契約による場合 そのつど管理者が定める額

(契約保証金の免除)

第32条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 有資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約不履行となるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は契約者が国若しくは他の地方公共団体である等契約が履行されないこととなるおそれがないとき。
- (7) その他特に管理者が認めたとき。

(入札保証金に関する規定の準用)

第33条 第10条及び第20条の規定は、契約保証金の納付及び担保の提供並びに契約保証金の還付に準用する。この場合において、第10条第2項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、第20条中「落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのち」とあるのは「契約の履行の確認をしたのち」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか契約保証金の納付は、銀行若しくは管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもつて代えることができる。

第7章 契約の履行

(権利の譲渡等の制限)

第34条 契約から生ずる権利又は義務は、管理者の承認がなければ、他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

(契約の解除)

第35条 管理者は、契約者が次の各号の1に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は明らかに履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行の着手を遅延したとき、又は契約の履行について不誠実の行為があると認められたとき。
- (3) 建設業法その他法令の定めるところにより登録の抹消、営業の停止又は登録の取消しを受けたとき。
- (4) 契約の履行に際し、本市職員の指示に従わず又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方又はその代理人がこの規定及び契約事項に違反したとき。
- (6) その他特に管理者が認めたとき。

2 管理者は、契約を解除した場合において、契約履行部分が検査に合格したものおよび検査済材料に対し、相当と認める金額を交付して、これを引き取ることができる。

(契約解除の通知)

第36条 管理者は、前条の規定により契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約の相手方に通知するものとする。

2 契約の相手方の所在が不明等のため、前項の規定による通知をすることができないときは、市広報への登載又は掲示等により公告し、その公告の日から2週間を経過した日をもって通知したものとみなす。

(契約存続の特例)

第37条 管理者は、契約を締結した後において契約者の資格に欠格があつても契約解除の手続きをしない限り、その契約は有効に存続するものとする。

(契約の変更及び履行の一時中止)

第38条 管理者は、契約の締結後において工事の施行上その他必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。

(監督及び検査を担当する職員の指定)

第39条 管理者は、契約の適正な履行を確保するための必要な監督（以下「監督」という。）及び契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の支払いを要する場合において行なう確認を含む。以下同じ。）のための必要な検査（以下「検査」という。）を担当する職員をそれぞれ指定しなければならない。

2 監督を担当する職員（以下「監督職員」という。）又は検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。

3 監督職員及び検査職員に事故があつたとき又は当該職員が欠けたときは、管理者は速やかに指定を変更し、又は新たに指定しなければならない。

(監督の方法)

第40条 監督職員は、立会い及び指示の方法によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における工事又は製造等の試験その他の方法により監督を行なうものとする。

(監督の結果)

第41条 監督職員は、監督の結果を随時管理者に報告しなければならない。

(検査の方法)

第42条 検査職員は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査を行なうものとする。

2 契約の相手方又はその代理人は、前項の規定による検査に立会わなければならない。

(検査の結果)

第43条 検査職員は、検査を完了したとき、検査の結果を記載した書面を作成し、管理者に提出しなければならない。この場合において、契約の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、とるべき措置について意見を付さなければならない。

(監督又は検査の委託)

第44条 前4条の規定は、自治令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者が監督又は検査を行なう場合に準用する。

(検査の一部省略)

第45条 自治令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち、単価が50,000円に満たない物件の買入れにかかるものは、数量以外のものの検査を省略することができる。

(値引受納)

第46条 管理者は、契約の相手方の納付した契約の目的物に僅少の不備の点があつても使用上支障がないと認めるときは、相当額を値引させて受納することができる。

(部分払いの限度額)

第47条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れにあつては、その既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の全額まで支払うことができる。

(延滞違約金)

第48条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の相手方が、請負又は買入れの契約に基づく債務の履行を遅延したときは、遅延日数1日につき遅延部分に対する代価の1,000分の1に相当する額の延滞違約金を徴収する。ただし、工事その他の請負で遅延部分を分けることができないときは、全請負代価の1,000分の1に相当する額を延滞違約金の日額とする。

2 前項の規定による遅延部分の認定は、管理者が行なう。

3 管理者が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず契約において特に違約金の額を定めることができる。

4 第1項に規定する延滞違約金の総額が100円未満のものについては、これを免除する。

5 延滞違約金は、契約者に対する支払い代金から差し引くことができる。

## 第8章 雑則

(委任)

第49条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 この規程の施行前に締結した契約で現に履行中のものについては、この規程の規定により締結されたものとみなす。

3 八尾市水道局会計規程(昭和43年八尾市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

4 当分の間、管理者は、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第14条第1項(第24条において準用する場合を含む。)の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。

附 則(昭和49年10月28日水管規程第10号抄)



(施行期日)

1 この規程は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則 (昭和51年1月22日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年1月9日水管規程第1号)

この規程は、昭和57年1月11日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日水管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日水管規程第1号抄)

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月1日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年7月1日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月11日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の八尾市水道局就業規則及び八尾市水道局契約規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月29日水管規程第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月9日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の八尾市水道局契約規程の規定は、平成11年1月1日から適用する。

附 則 (平成12年2月3日水管規程第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月1日水管規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日水管規程第2号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月6日水管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日水管規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日水管規程第6号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年11月24日から適用する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日水管規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。